

千葉県認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、認知症介護研修事業を円滑に実施し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、千葉県認知症介護研修事業実施要綱に基づく認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修の受講（以下「補助事業」という。）に要する費用について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業のために、市長の推薦を受けて職員を派遣する介護保険施設等の運営法人等（以下「派遣法人等」という。）とする。

(補助対象経費等)

第3条 この補助金の対象経費、補助基準額及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 派遣法人等は、規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉県認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 雇用契約書等代替職員の雇用を証する書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該補助事業の内容及び経費の配分を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、変更額が補助対象経費の総額の5分の1に満たない経費の配分を変更するものはこの限りでない。
- (2) 当該補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が終了した日の属する

年度の翌年度から10年間これを保管すること。

(4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 派遣法人等は、第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助事業の変更(中止又は廃止)の承認の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により当該補助事業の変更(中止又は廃止)の承認の可否を決定したときは、千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により派遣法人等に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 派遣法人等は、規則第12条に規定する実績報告をしようとするときは、補助事業終了後、千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助金精算書(別紙3)

(2) 雇用契約書等代替職員の雇用を証する書類

(3) 収支精算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金額確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 派遣法人等は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付請求書(様式第7号)を市

長に提出するものとする。

- 2 派遣法人等は、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県認知症介護指導者養成研修等事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

- 第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

- 第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県認知症介護指導者養成研修等事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（委任）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉県認知症介護指導者養成研修等事業補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

補助対象経費	補助基準額	補助所要額	補助率	補助上限額
<p>市長の推薦を受けて派遣される職員のための旅費・宿泊費</p>	<p>(1) 旅費 市長の推薦を受けて派遣される職員の自宅又は勤務先から認知症介護研究・研修東京センター（以下「センター」という。）までの交通費。 ただし、宿泊を伴う場合は、指導者養成研修は2往復分、フォローアップ研修は1往復分を限度とし、宿泊を伴わない場合は研修期間中の往復分を限度とする。 なお、旅費の計算は市の各種規程を適用する。</p> <p>(2) 宿泊費 研修期間中のセンター宿泊費。 ただし、定員超過によりセンターの宿泊施設が利用できないときは実費相当額とする。</p>	<p>補助対象経費と補助基準額を比較して低い方の額</p>	<p>10/10</p>	<p>1 派遣法人等当たり、補助事業ごとに以下のとおりとする。 (1) 指導者養成研修 220 千円 (2) フォローアップ研修 15 千円</p>
<p>研修期間中に雇用する代替職員雇上げ経費</p>	<p>日額 6,600 円。 ただし、賞与及び退職手当を除き、雇用算定期間は3か月を限度とする。</p>			

様式第1号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり事業を実施したいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

申 請 額	円
事 業 内 容	
添 付 書 類	(1) 補助金所要額調書(別紙1) (2) 雇用契約書等代替職員の雇用を証する書類 (3) 収支予算書 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号

千葉市指令 第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交付条件	(1) 当該補助事業の内容及び経費の配分を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、変更額が補助対象経費の総額の5分の1に満たない経費の配分を変更するものはこの限りでない。 (2) 当該補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から10年間これを保管すること。 (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

事業内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）理由		
変更（中止・廃止）予定年月日		年 月 日
添付書類		(1) 千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付決定通知書の写し (2) 変更交付申請額算出内訳書（別紙2） (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号

千葉市指令 第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請について、次のとおり決定したので、千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

申 請 事 項	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
不 承 認 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金実績報告書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助事業の経費精算額	円
添付書類	(1) 補助金精算書(別紙3) (2) 雇用契約書等代替職員の雇用を証する書類 (3) 収支精算書 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金実績報告書により、年度千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付請求書

年 月 日付け千葉市達 第 号 年度千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

補 助 金 の 確 定 額	円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	(1) 千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付決定通知書の写し (2) 千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金額確定通知書の写し

様式第8号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった補助金の
一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項
において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交付請求額	円
添付書類	千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付決定通知書の写し

様式第9号

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第10号

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり返還を命じます。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助金の確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。